

委託研究契約書

〇〇(以下「研究機関」という。)と独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、機構のバイオインフォマティクス推進事業における「所属機関名、所属部署名、氏名、役職名」を代表研究者とする研究課題「(研究課題名)」の中で「(本研究のテーマ名)」の実施に関し、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「本委託研究」とは、第2条に基づき研究機関に対して委託される研究をいう。
- (2)「委託研究費」とは、直接経費と間接経費の合計をいう。
- (3)「直接経費」とは、本委託研究に要する経費をいう。
- (4)「間接経費」とは、本委託研究において必要となる事務管理費として機構が研究機関に支払う金額をいう。
- (5)「研究担当者」とは、本委託研究を中心的に行う者として第2条第1項第3号に掲げる者をいう。
- (6)「研究員等」とは、研究機関又は機構に属し、研究担当者のもとで本委託研究に従事する者をいう。
- (7)「研究実施期間」とは、本委託研究を行う期間をいう。
- (8)「研究成果」とは、本委託研究において得られた成果をいう。
- (9)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。

ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ウ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権(著作者人格権を含む。)及び外国における上記各権利に相当する権利

エ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、研究機関及び機構協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)

オ 次に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物であり、論文、講演その他の著作物等に関するものを除くもの(以下「成果有体物」という。)

(i) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの

(ii) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって(i)を得るために利用されるもの、又は(i)を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

(10)「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象と

なるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。

- (11)「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(研究の委託)

第2条 機構は次の研究を委託し、研究機関はこれを受託する。

- (1)研究題目：
- (2)研究目的及び内容：
- (3)研究担当者： 所属 職名 氏名
- (4)研究実施期間： 平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで
- (5)委託研究費： 別表のとおり

(概算払い)

- 第3条 研究機関は機構の指示に従い、委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の30%に相当する額を超えないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究機関は請求書を分割して作成することにつき機構との間で合意した場合、当該合意の内容に従い、別表に記載の直接経費及び間接経費の総額を分割した額の請求書を作成し機構に送付する。ただし、前条第1項第4号の研究実施期間内に研究機関が作成する請求書に記載される金額の総額は別表で定める直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の30%に相当する額を超えないものとする。
 - 3 研究機関は必要に応じて当該請求書に支払期限を設定することができるものとする。ただし、支払期限は当該請求書が機構に到達した日の翌月末日としなければならない。
 - 4 機構は、当該請求書に従い、委託研究費の概算払いを行う。研究機関は、機構から概算払いされた委託研究費を本委託研究遂行のために使用するものとする。
 - 5 本委託研究の遂行上必要に応じ、別表で定める直接経費の内訳項目に係る金額を直接経費の他の内訳項目の金額に流用することができるものとし、直接経費総額の30%(この額が300万円に満たない場合は300万円)より当該流用に係る額が大きくなる場合は、事前に研究担当者が機構に確認のうえ流用することができる。
 - 6 前項の規定に基づき、直接経費の内訳項目間の流用が行われる場合には、機構から研究機関及び研究担当者に当該流用の内容を通知する。

(追加概算払い)

- 第4条 機構は、本委託研究の実施にあたり、委託研究費の追加が必要と機構が判断したものについて、研究機関と機構が追加額及び追加が必要と判断された理由を付した変更契約書を研究機関と機構が別途締結した場合、委託研究費の追加の概算払いを行うことができるものとする。
- 2 前項に基づき、委託研究費の追加の概算払いが行われる場合には、研究機関は機構の

指示に従い、委託研究費の概算払いのための請求書を作成し、機構にこれを送付する。
機構は、当該請求書に従い、委託研究費の追加の概算払いを行うものとする。

- 3 本条第 1 項に基づき委託研究費の追加の概算払いが行われる場合、機構は当該追加された直接経費に第3条第2項に規定される割合を乗じた額の間接経費を加えた額の概算払いを行うものとする。

(帳簿等の整理)

- 第 5 条 研究機関は、本委託研究に要した直接経費を明らかにするため、本委託研究に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、本契約終了後5年間保管するものとする。
- 2 研究機関は、機構から帳簿及び証拠書類の閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(取得物品の帰属等)

- 第 6 条 本委託研究のために研究機関が直接経費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の所有権は、研究機関に帰属するものとする。
- 2 研究機関は、(i)第23条第1項第1号の規定により本契約が終了し、本委託研究と同テーマの研究が研究担当者の移籍する他の研究機関において実施されることが予定されている場合、又は(ii)研究実施期間終了時に研究担当者が他の研究機関へ移籍する予定が判明しており本委託研究と同テーマの研究が当該他の研究機関において実施されており若しくは実施が予定されている場合には、機構の指示に従い、取得物品を当該他の研究機関に対して無償で譲渡するものとする。この場合において、機構は研究機関から他の研究機関への取得物品の譲渡に係る移設及び工事費用を負担することができる。
- 3 前項において取得物品の当該他の研究機関に対する無償譲渡を行えない特別の事情があり且つ研究機関と機構の間で合意した場合に限り、研究機関は機構の指示に従い、取得物品を機構に無償で譲渡するものとする。この場合において、機構は研究機関からの取得物品の譲渡に係る移設及び工事費用を負担するものとし、研究機関は当該移設及び工事について機構に協力するものとする。

(提供物品の使用等)

- 第 7 条 機構は、本委託研究の遂行上必要と認められる場合には、機構及び研究機関が協議の上機構が取得した物品等(以下「提供物品」という。)を研究機関に対し使用させることができる。この場合における提供物品の維持管理に必要な経費及び公租公課等、提供物品の調達、搬入及び据え付けに要する経費は、機構の負担とする。
- 2 機構は、前条に基づき機構が研究機関に使用貸借させる提供物品の内訳について、別途書面により確認の通知を行うものとする。
- 3 研究機関は、提供物品を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。
- 4 研究機関は、機構の職員又は機構の指定する者による研究機関の施設に対する立ち入り又は提供物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。
- 5 研究機関は、研究実施期間終了後遅滞なく、機構の指示に従い提供物品を機構に引き渡すものとする。

(研究機関に所属する研究員等による知的財産権の帰属)

第8条 研究担当者及び／又は研究機関に所属する研究員等(以下、本条において「研究機関発明者」という。)が本委託研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権(全部又は一部の持分であるかを問わない。以下同じ。)は、原則として研究機関に帰属する。ただし、当該知的財産権を研究機関に帰属するにあたっては、別途研究機関と機構との間で合意されない限り、研究機関が産業活力再生特別措置法(平成 11 年法律第 131 号)第 30 条第 1 項各号に掲げる全ての事項(同条項中、「特定研究成果」については「発明等」、「国」については「機構」とそれぞれ読み替えるものとする。)を遵守することを条件(以下、「遵守条件」という。)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究機関が第 1 項の知的財産権を承継しない場合には、機構は、研究機関発明者の同意を得た上で研究機関発明者から当該知的財産権の一部又は全部を承継できるものとする。ただし、かかる譲渡につき当該知的財産権の共有持分権者全員の同意が得られない場合はこの限りでない。
- 3 研究機関は、本条第 1 項の規定により研究機関に帰属した知的財産権について遵守条件を満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと機構が認める場合、当該知的財産権を無償で機構に譲り渡さなければならない。
- 4 研究機関は、本条に基づき研究機関に帰属することとなった知的財産権につき、第三者に譲渡又は実施許諾する場合、遵守条件が当該第三者に承継され、かつ本条第3項及び第 13 条各号の規定の適用に支障を来さないよう当該第三者と約定するものとする。

(機構に所属する研究員等による知的財産権の帰属)

第9条 機構に所属する研究員等(以下、本条において「機構発明者」という。)が本委託研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権は、原則として機構と機構発明者の共有とし、機構が当該知的財産権の全部又は一部を取得した場合、研究機関から要請があり且つ下記(1)又は(2)のいずれかの事項が充足されることを条件に、機構は研究機関に対して当該知的財産権に対して機構が有する持分を譲渡するものとする。ただし、かかる譲渡につき当該知的財産権の共有持分権者全員の同意が得られない場合はこの限りでない。

- (1)機構が当該知的財産権の取得にあたり、機構発明者に対してこれを補償することを約している場合(機構の職務発明規程を含むがこれに限られない。)には当該知的財産権の補償に関する約定に基づく機構の権利及び義務を全て研究機関が承継し、かかる承継につき機構発明者が同意していること。
- (2)機構発明者が、機構に対するこれらの補償請求権に代えて研究機関の提示する条件に基づく補償に合意し、上記約定に基づく機構発明者と機構の間の現在及び将来における権利及び義務が消滅すること。

(第三者による知的財産権の帰属)

第 10 条 研究担当者、研究機関に所属する研究員等及び機構に所属する研究員等のいずれにも該当しない第三者が本委託研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権の帰属に関しては、研究機関、機構及び当該第三者の協議により知的財産権の帰属を決定する。ただし、かかる帰属につき当該知的財産権の共有持分権者全員の同意が得られない場合はこの限りでない。

(知的財産権の譲渡その他)

- 第 11 条 前3条の場合において、研究機関は、研究機関に帰属することとなった知的財産権の出願前にこれを第三者に譲渡することを希望する場合は、機構が当該知的財産権の共有持分権者であるか否かを問わず、事前に機構の了解を得るものとし、機構が研究の成果展開のために必要と判断した場合に限り当該知的財産権を譲渡できるものとする。
- 2 研究機関は、前3条に基づき当該知的財産権を自らに帰属させる際には、当該知的財産権に係る著作権人格権の不行使等の権利処理を研究機関自身の責任において行うものとする。
 - 3 機構及び研究機関が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、機構所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。
 - 4 研究機関は、前3条に基づき研究機関に帰属することとなった知的財産権について、出願後に、当該知的財産権の公開等を支援する機構が行う事業を利用することができる。

(機構に帰属する知的財産権の譲渡)

- 第 12 条 機構は、第8条から第 10 条の規定に基づき機構に帰属することとなった知的財産権について、出願後に、研究機関から当該知的財産権の譲渡の申入れがあった場合、当該知的財産権の出願・維持等に機構がそれまでに支出した費用の支払を受けること、当該知的財産権の発明者の同意が得られること及び研究機関が遵守条件を遵守することを条件に当該知的財産権に対して機構が有する持分を研究機関に譲渡することができる。ただし、共同出願人の同意が得られない場合はこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、研究機関から当該知的財産権の譲渡に係る申入れを受けた時点で既に第三者に実施許諾等を行っている場合には、当該知的財産権を譲渡しない。

(知的財産権に関する報告・通知)

- 第 13 条 研究機関は、第8条から第 10 条及び第 12 条の規定に基づき研究機関に帰属することとなった知的財産権に関して、機構が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。
- (1) 出願、申請又は譲渡を行ったときは、出願、申請又は譲渡の日から 60 日以内に機構が別途定める様式による知的財産権出願通知書により機構に対し通知するものとする。
 - (2) 研究機関は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定の登録を受けた場合等その後の状況について、設定登録を受けた日等から 60 日以内に、機構が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書により、機構に通知するものとする。
 - (3) 研究機関は、前号の出願又は申請を行った知的財産権について第三者に実施の許諾をしたときは、当該許諾をした日から 60 日以内に機構が別途定める様式による知的財産権実施届出書により、機構に通知するものとする。
 - (4) 研究機関は、各年度の知的財産権の実施状況について、機構が別途定める様式による知的財産権実施状況通知書により、次期事業年度4月末日までに機構に通知するものとする。研究機関は、当該知的財産権の実施が続く限り、機構に当該通知を行わなければならない。

(出願等に要する費用)

第 14 条 研究機関及び機構は、知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に应じて負担する義務を負うものとする。

(研究員等の配置)

第 15 条 研究機関及び機構は、協議の上、研究員等を研究機関に配置し、本委託研究に従事させるものとする。

2 機構は、機構に所属する研究員等を研究機関に配置する場合には、別途書面により研究機関に通知するものとする。

3 研究機関は、本委託研究の円滑な遂行の観点から、機構に所属する研究員等の研究機関の施設、設備の利用等について支障が生じないように、機構に所属する研究員等につき研究機関に所属する研究員等と同等の扱いをしなければならない。

(研究員等の遵守事項)

第 16 条 機構は、機構に所属する研究員等が、研究機関が管理する施設、設備等を使用する場合、当該研究員等をして研究機関の指示及び諸規定を遵守させるものとする。

(研究環境の整備)

第 17 条 研究機関は、研究機関の施設内において、機構に所属する研究員等が本委託研究の遂行上及び日常生活において不利益等を被らないよう措置するとともに、研究環境の向上に努めるものとする。

(補償)

第 18 条 本委託研究による研究担当者及び／又は研究員等(以下、「研究者等」という。)の負傷、疾病、障害又は死亡に対する補償は、当該研究者等が所属する契約当事者が行うものとする。ただし、当該研究者等の負傷、疾病、障害又は死亡が研究機関及び／又は機構の過失に基づく場合においては、当該過失ある研究機関及び／又は機構がそれぞれ過失の割合に应じてその賠償の責を負うものとする。

2 本委託研究の過程で生じた施設・設備等の損傷又は損耗の修補責任は、当該施設・設備等を管理する契約当事者が負うものとする。ただし、当該施設・設備等の損害が研究機関及び／又は機構の過失に基づく場合においては、当該過失ある研究機関及び／又は機構がそれぞれ過失の割合に应じてその賠償の責を負うものとする。

(再委託)

第 19 条 研究機関は、本委託研究を第三者に再委託してはならない。ただし、研究機関は、機構が本委託研究の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究の一部を第三者に再委託することができる。

(秘密保持)

第 20 条 研究機関及び機構は、本委託研究の実施に当たり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。

2 研究機関及び機構は、本条第 1 項に掲げられる情報に関する資料及び当該情報を保存し

た媒体等について適切に管理しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次条又は次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
 - (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
 - (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
- 4 研究機関及び機構は、それぞれ自己に所属する研究者等に対し、本条と同様の秘密保持義務を負わせるものとし、当該研究者等がその所属を離れた後も 5 年間本条と同様の秘密保持義務を負わせるものとする。また、研究機関及び機構は研究者等以外の者について事実上自己の管理下又は監督下にある者から当該情報が第三者に漏洩しないように必要な措置を講じなければならない。
- 5 実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合には、事前に相手方当事者の書面による同意を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。
- 6 本条の効力は本契約終了後も 5 年間存続するものとする。

(研究成果の公表)

- 第 21 条 研究機関及び機構は、前条に反しない限り、本委託研究の実施により得られる研究成果を原則として外部に公表することを確認する。
- 2 研究実施期間中に研究者等が研究成果を外部に公表する場合、研究機関及び機構は、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。
 - 3 研究機関又は機構による研究成果の公表が、研究機関又は機構の知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合には、協議してその対応を決定するものとする。

(研究成果の報告)

- 第 22 条 研究機関は、機構に対し、研究実施期間が終了した日又は本委託研究が中止となった日の翌日から起算して 30 日以内に、研究成果報告書を提出するものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

- 第 23 条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、本委託研究の中止を研究機関に指示することができるものとし、研究機関はこれに従うものとする。
- (1) 研究担当者が移籍し本委託研究を継続することが適切でないと機構が判断した場合
 - (2) 第 24 条に定める本契約の解除事由が発生した場合
 - (3) 天災その他やむを得ない事由がある場合
- 2 研究機関及び機構は、両者合意の上、研究実施期間を延長することができる。

(契約の解除)

- 第 24 条 研究機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、機構は本契約を解除するとともに、研究機関は本契約に基づき機構が支払った金員の全部又は一部を機構の定める期限までに返還しなければならない。

- (1) 研究機関が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
 - (2) 研究機関が本契約に違反したとき。
 - (3) 研究機関における研究者等が、機構が別途定めた不適正経理に関する規定に抵触したとき。
 - (4) 研究機関における研究者等が、機構が別途定めた研究活動の不正行為に関する規定に抵触したとき。
 - (5) 研究機関に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき。
- 2 研究機関が次の各号のいずれかに該当した場合は、機構は何らの催告を要せずに本契約を解除し、且つ、研究機関に対し本契約に基づき機構が支払った金員の全部又は一部の返還を請求することができる。
- (1) 研究機関が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算を自ら申立又は第三者から申立を受けた場合
 - (2) 研究機関が銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
 - (3) 研究機関が差押を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 3 研究機関は、前2項により機構が損害を被った場合は賠償の責を負うものとする。

(不適正な経理処理および研究活動の不正行為等に係る研究者等の資格の取扱い)

- 第25条 機構は、不適正経理に関する機構の規定に定める不適正な経理処理に関与し、又は不適正な経理処理に関し管理・監督上重大な責任があると認められる研究者等については、同規定における「委託研究」の規定に基づき、機構の全ての事業への申請資格を喪失させる。
- 2 機構は、研究活動の不正行為に関する機構の規定に定める不正行為に関与し、又は当該不正行為に関し管理監督上の重大な責任があると認定された研究者等に対し、機構の全ての事業への申請資格を停止することができるものとする。

(調査)

- 第26条 機構は、研究機関の本契約に基づく経理管理につき確認が必要であると認められる場合、研究機関に通知の上、本委託研究の経理について調査することができる。研究機関は、かかる確認作業に関し、機構が必要とする協力を行うものとする。
- 2 前項に規定する場合のほか、機構は、研究機関、研究担当者又は研究員等が本委託研究に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合には、研究機関に対し調査を要請することができ、研究機関はその調査結果を文書で機構に報告するものとする。
- 3 機構が本委託研究に関して不正等の行為が行われた疑いがあると判断し、研究機関に対して請求し同意を得た場合には、研究機関は、機構が当該不正等の行為がなかったと判断するまでの間、委託研究費の使用を停止するものとする。この場合、当該不正等の行為がなかったことが明らかになったときでも、機構は、委託研究費の使用停止に基づく損害を賠償する責を追わない。
- 4 機構は、第1項に定める調査もしくは第2項に定める報告の結果、不正等の事実が確認できたときは、本契約に定める措置のほか機構の関係する規定その他法令等に従い必要な措置を講じることができるものとする。

(支出状況報告書及び確定額)

- 第 27 条 研究機関は、研究実施期間終了後又は本委託研究中止後 30 日以内に、別途機構が定める様式による支出状況報告書を機構に対し提出するものとする。
- 2 機構は、前項の支出状況報告書を調査し、機構が本委託研究に要すると合理的に判断する金額を確定する。
- 3 研究機関は、既に支払を受けた概算払い金が前項の確定額を超えた場合は、その超えた金額を機構の指示に従い返還するものとする。

(委託研究実施に係る注意事項)

- 第 28 条 研究機関は、本委託研究を実施するに当たり、法令を遵守するとともに、当機構が時宜に応じて提示する委託研究契約事務処理説明書に従って、委託研究契約に係る事務処理を適正に行うこととする。
- 2 前項に定めるほか、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定)等の公的研究費に係る国の定める指針等を遵守し、必要な手続き等を行わなければならない。
- 3 研究機関は、本委託研究を実施するに当たり、生命倫理及び安全確保に関し必要となる諸手続を行い、且つ常に善良なる管理者の注意をもって研究を実施するものとする。

(契約の有効期間)

- 第 29 条 本契約の有効期間は、第 2 条第 1 項第 4 号に記載の研究実施期間及び研究実施期間終了後 2 ヶ月間とする。ただし、本契約に従い本委託研究が中止された場合、中止の 2 ヶ月後に終了するものとする。
- 2 第 5 条第 2 項、第 8 条から第 14 条、第 18 条、第 21 条第 1 項及び第 3 項、第 25 条、第 26 条並びに第 30 条の規定は、本契約の終了後も存続するものとする。

(管轄)

- 第 30 条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の非専属的管轄裁判所とする。

(協議)

- 第 31 条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、両当事者誠実に協議の上定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、研究機関及び機構それぞれ記名捺印の上、各自 1 通を保管する。

平成 年 月 日

(研究機関)

(機 構) 東京都千代田区四番町5番地3
独立行政法人 科学技術振興機構
分任契約担当者
理事 細江 孝雄

別表

委託研究費（内訳）

事 項			金 額（千円）
直接経費	内訳 項目	物品費	
		旅 費	
		謝金等	
		その他	
間接経費			
合 計			

- ※ 直接経費の内訳項目間の流用につき、当該流用に係る額が直接経費総額の 30%（この額が 300 万円に満たない場合は 300 万円）より大きくなる場合は、事前に研究担当者が機構に確認したうえで流用することができるものとする。
- ※ 委託研究費は、消費税額、及び地方消費税額を含む。